

平成20年12月17日（水）に、緊急雇用対策本部を設置しました。要綱は、次のとおりです。

緊急雇用対策本部設置要綱

徳島労働局

1 目的

県内の主要製造業においては、世界的な景気減速や急速な円高により生産が減少傾向にあるなど、雇用失業情勢は下降局面にあり、派遣労働者や期間工の非正規労働者の雇止め等、雇用調整の動きや事業所閉鎖や事業縮小による多数の離職者の発生が懸念されているところである。

このような雇用失業情勢を踏まえ、徳島労働局、公共職業安定所及び関係各機関が一体となって、再就職支援等を迅速かつ的確に実施するため、徳島労働局に「緊急雇用対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 構成

本部は、次の者により構成し、本部長が主催する。また、必要に応じて関係課室、署所長、関係各機関の長等の出席を求める。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 本部長 | 徳島労働局長 |
| (2) 副本部長 | 徳島労働局職業安定部長 |
| (3) 本部長員 | 徳島労働局労働基準部長 |
| | 徳島労働局雇用均等室長 |
| | 徳島労働局職業安定部職業安定課長 |
| | 徳島労働局職業安定部職業対策課長 |
| | 徳島労働局労働基準部監督課長 |
| | 徳島労働局総務部企画室長 |
| | 徳島公共職業安定所長 |
| | 徳島県商工労働部労働雇用政策課長 |
| | 独立行政法人雇用・能力開発機構徳島センター統括所長 |
| | 財団法人産業雇用安定センター徳島事務所長 |

3 業務

(1) 情報収集

徳島県等関係機関と連携を図り、関連事業主の把握等必要な情報の収集と支援の実施

(2) 相談対応

- ① 主要なハローワークに緊急雇用対策特別相談窓口を設置

②総合労働相談コーナー及び労働基準監督署に労働条件特別相談窓口を設置

(3) 事業主指導

①雇用対策法に基づく再就職援助計画及び大量雇用変動届等の確実な提出の指導の徹底

②採用内定取消しを行おうとする事業主に対する指導及び採用内定を取消された学生等への就職支援の実施

③労働者派遣契約の解除等に係る事業主指導の徹底

④労働関係法令等の遵守に係る啓発指導の実施

(4) 離職者支援

①生活支援対策として、住居喪失者に対する支援及び事業主へ要請

②雇用保険の手続きに関する適切な対応の徹底

4 運 営

本部の事務局は、徳島労働局職業安定部職業安定課内に置く。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日より施行する。